

立川市第5次子ども読書活動推進計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

－ 素案概略 － （案）

2024年10月

立川市図書館

【立川市第5次子ども読書活動推進計画】

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって

- 1 子どもの読書活動推進の理念と計画策定の目的
- 2 国や都の動向
- 3 計画の位置づけ

第2章 子ども読書活動の状況

- 1 子どもの読書活動の傾向
- 2 第4次子ども読書活動推進計画の取組状況と課題

第3章 計画の実現に向けて

- 1 基本的理念
- 2 計画の体系

第4章 計画の取組項目

- 1 家庭や地域での取組
- 2 学校と学校図書館の取組
- 3 立川市図書館の取組
- 4 すべての子どもたちが読書できる環境づくりへの取組

第5章 計画の推進にあたって

- 1 子ども読書活動の一層の推進
- 2 計画の進捗管理

○巻末資料

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の理念と計画策定の目的

平成13(2001)年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号、以下「推進法」という)では、基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とうたわれており、国及び地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務がある、とされています。

立川市図書館では、推進法に基づき、平成17(2005)年9月に「子どもと本のすてきな出会いを立川市子ども読書活動推進計画」(計画期間：平成17(2005)年度～平成21(2009)年度)を策定しました。その後も、平成22(2010)年5月に第2次計画、平成27(2015)年6月に第3次計画、令和2(2020)年7月に第4次計画を策定し、これら計画に基づき、関係機関と協力して、子どもの読書活動の推進に関する取組を実施し、読書環境の整備に努めてきました。

第4次計画については、令和6(2024)年度に最終年度となるため、引き続き立川市の子どもの読書活動推進のために、これまでの成果と課題を踏まえ、「第5次子ども読書活動推進計画」(計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)を策定しました。

この計画は、立川市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動が行えるよう、引き続き読書環境の整備を目指していくものです。

2 国や都の動向

(1)国の動き

国は、平成 13（2001）年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（計画期間はおおむね 5 年）を策定しています。平成 14（2002）年 8 月に第一次基本計画を策定したのち、平成 20（2008）年 3 月に第二次、平成 25（2013）年 5 月に第三次、平成 30（2018）年 4 月に第四次を策定しました。そして、令和 5（2023）年 3 月に第五次基本計画（計画期間は令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）が閣議決定されました。

なお、第四次計画以降、令和元（2019）年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、同法に基づき、令和 2（2020）年 7 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」が策定されました（計画期間は令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）。また、令和 4（2022）年 1 月には「第 6 次学校図書館計画」（計画期間は令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）が策定されるなど、子どもの読書環境の整備が進められています。

【国】第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【基本の方針】

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する。

（１）不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、学校図書館に関するオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態が続く高校生へ探究的な学習活動での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

（２）多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

（３）デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、G I G A スクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館の D X を進める

（４）子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

(2)都の動き

都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13（2001）年 12 月施行）を受けて、平成 15（2003）年 3 月に「東京都子供読書活動推進計画」（第一次）を策定しました。その後、平成 21（2009）年 3 月に第二次、平成 27（2015）年 2 月に第三次、令和 3（2021）年 3 月に第四次計画を策定しました。

【都】第四次東京都子供読書活動推進計画

【基本方針】

学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。

都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の 4 点を本計画の目指すものとする。

【計画期間】

令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度のおおむね 5 年間

【計画の目指すもの】

（１）乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」であると分析されていること、また、都においても高校生の不読率は、小・中学生に比べて依然として高い状況にあることから、発達の段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

（２）学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

（３）特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書をすることができるよう、読書環境の整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童等、多様なニーズに配慮する。

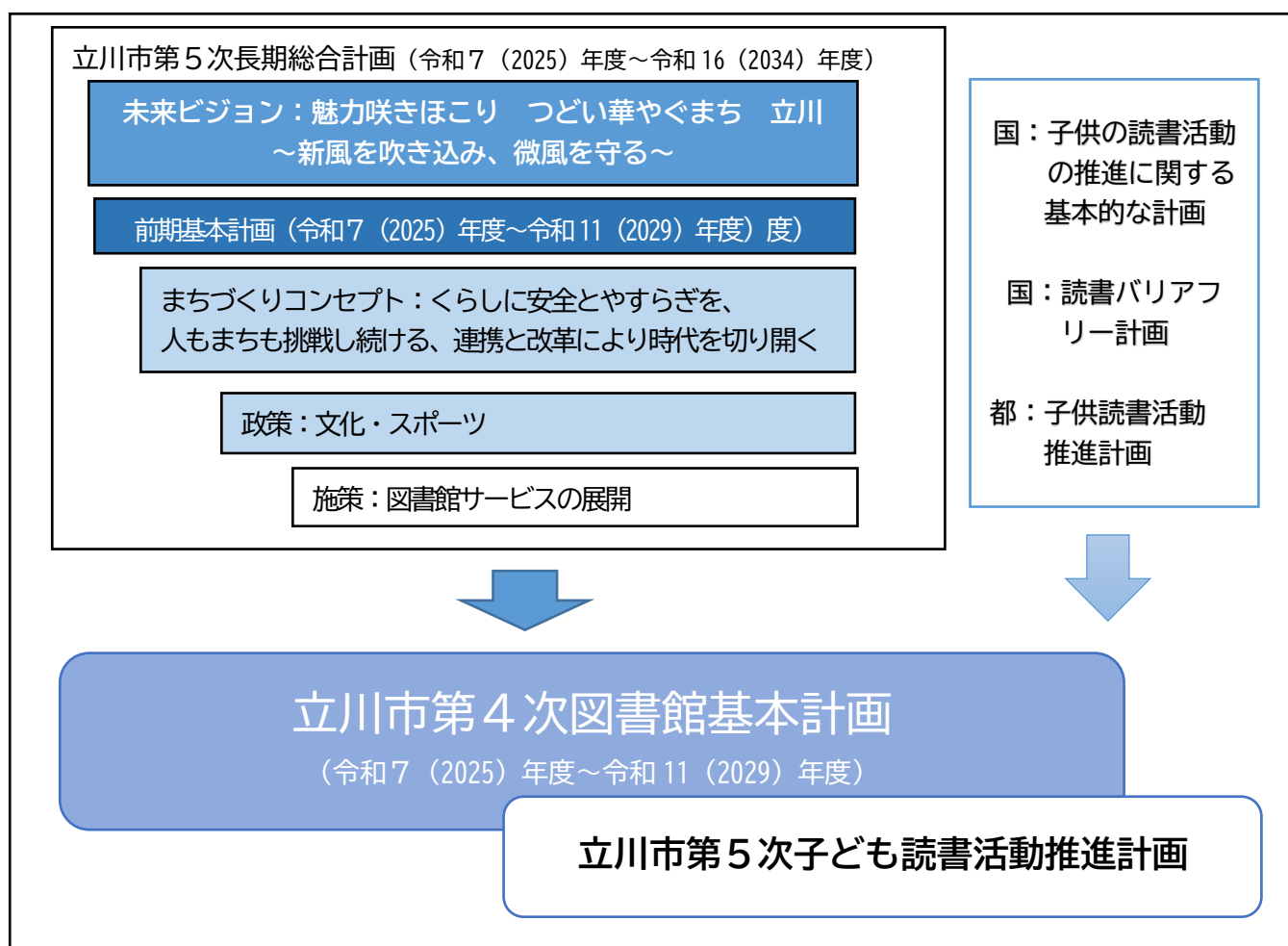
（４）読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

3 計画の位置づけ

(1)計画の位置づけ

本計画は、第5次長期総合計画の前期基本計画に基づく個別計画として策定します。



(2)本計画と図書館基本計画

図書館に関する個別計画として、本計画とともに「立川市図書館基本計画」があり、従前この2つの計画は同列並行的に位置付けておりましたが、重複する具体的取組も多いことから、計画の二重性を避けるため、子どもの読書にかかる具体的取組については、「子ども読書活動推進計画」において一元的に管理し、本計画を包括する形で「図書館基本計画」が全体を管理することとしています。

(3)計画の対象

この計画は、子ども（おおむね0歳から18歳以下）を対象とします。

(4)計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします

第2章 子ども読書活動の状況

1 子どもの読書活動の傾向

立川市読書アンケート調査結果の概要を示す

2 第4次子ども読書活動推進計画の取組状況と課題

第4次計画の取組状況等について、図書館をはじめとして家庭、地域や学校における子どもの読書活動の推進を図るための4つの施策ごとに総括し、第5次計画の取組に反映させることとします。

(1) 家庭や地域での取組 – 乳幼児からの読書のきっかけづくり –

① 取組状況

- 乳幼児の保護者等に向けての講座の開催や、ブックスタート事業や健康診査時でのおすすめ本リストの配布等を通じて、親子のふれあいの一つとして、読書をより身近なものとして捉え、乳幼児期から家庭で本に親しんでもらえるような取組を行いました
- 図書館や児童関連施設等でおはなし会を実施し、子どもたちと保護者に絵本や物語を楽しむ機会を提供しました
- 地域の児童関連施設等への団体貸出や除籍児童図書の再利用などを通じて、地域で読書しやすい環境整備に努めました

② 課題

- おはなし会や講座について、曜日や時間帯を調整するなど、より参加しやすい環境を整えるとともに、広報活動等の工夫が重要となってきます
- 子どもたちにとって身近な場所で、気軽に本を手にとれるような環境づくりを関係機関と引き続き協力して進めていきます

(2) 学校と学校図書館の取組 – 学校図書館の活性化 –

① 取組状況

- 読書習慣の確立に向けて、小・中学校で「朝の読書」や「授業中での図書館利用」などを実施しました。
- 学校図書館支援指導員を配置し、学校図書館の読書環境の整備及び蔵書構成の充実に努めました。
- 学校図書館担当者連絡会を定期的で開催するなど、市立図書館と学校図書館との連携を深めました。

② 課題

- 学校図書館の活性化を図るために、学校図書館支援指導員のさらなる活用や保護者・地域ボランティア等との連携強化などにより、魅力ある学校図書館づくりを進める必要があります。

¹ 『ブックスタート』

赤ちゃんとその保護者に、絵本と子育てに関する情報などを手渡し、絵本を介して赤ちゃんや周囲の人がふれあい、豊かな時間を過ごすきっかけをつくるための活動。

(3) 立川市図書館の取組 –読書の専門機関としての計画の推進と支援–

① 取組状況

- よく読まれている児童図書の計画的な買い替えの他、幅広く魅力的な蔵書構成となるよう図書の選定作業を行いました
- 読み聞かせボランティア等、子どもの読書活動に関わる大人に向けて、児童書に関する知識をより深めるための講座や講演会等を実施しました
- おすすめ本のパンフレットの作成・配布や児童・生徒向けの展示やイベントを通じ、読書や図書館への関心を高めるきっかけづくりを行いました
- 電子書籍の貸出サービス「たちかわ電子図書館」を開始しました。市立小中学校の児童・生徒全員に電子図書館専用の利用カードを配付し、また学校で利用しやすいコンテンツを収集することで、小中学生の利用率が高まりました

② 課題

- 子どもたちが図書館へ足を運びたいくなるような、様々なイベントの実施や魅力的な館内展示等の取組の、さらなる充実が必要です
- 読書活動団体等とは引き続き連携を取り、活動を支援していくとともに、互いのスキルアップを進めます
- 読書に関心の薄い中高生世代に対して、学校とも連携を取りながら、図書館の利用促進、読書意欲を高めるための取組を行う必要があります

(4) ハンディキャップ等のある子どもたちへの取組 –誰でも読書を楽しめる環境づくり

① 取組状況

- 録音図書や点字図書、さわる絵本等の資料を紹介するコーナーの設置や、地区図書館での巡回展示などを通じて、ハンディキャップ資料の周知に努めました
- 市内の学校の教職員や支援員に向けて、学校図書館担当者連絡会にてハンディキャップサービスの紹介を行いました
- 地区図書館での児童書の外国語絵本の巡回展示・貸出を実施し、身近な図書館で外国語絵本に触れられる機会を提供しました

② 課題

- 図書館利用に支援が必要な子どもたちへのPR方法について検討します
- 外国語によるおはなし会の開催について、課題を整理し検討を進めます

¹『基本図書』

立川市基本図書のこと。立川市図書館が独自に選定基準を設けて選んだ、市内の子どもに推薦する良質の児童図書。詳細はおよび該当図書については47ページ以降を参照。

第3章 計画の実現に向けて

1 基本的理念

【基本理念】

子どもの主体的な読書活動の推進

～ 読書のたのしさをすべての子どもたちに ～

(1) 本を読むことの意味

本の世界は広く、豊かです。「子どもの読書活動」は、言葉を学び、想像力・思考力・判断力などが育成され、得た知識や情報を使う力を養います。また、本の中で違う世界を体験することで、新たな発見をし、そこから得た自分の思いや考えの向上に向き合うことができます。

読むこと自体のたのしさ、それによる充実感、満足感を得られることも重要です。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたって良い影響をもたらし、将来その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となって、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等、図書館の臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限などは、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性があります。小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和元年度～令和3年度の全国一斉臨時休業を経て上昇、特に自宅学習が難しい小学校低学年や中学校、高等学校に進学した直後の学年の不読率が高く、読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されています¹。

(3) デジタル社会における「紙の本」の重要性

学校では一人1台タブレット端末が支給され、通信ネットワーク環境の整備が進められるなど、GIGAスクール構想が進展しています。また、図書館等の社会教育施設でもデジタル基盤の強化とデジタル技術の活用等が求められています。

AIの進歩等、デジタル社会の進展が目覚ましい一方、デジタルより五感を使って紙で読んでいく方が、思考や記憶においては優れているとの見解があります。AIを使いこなせるだけの思考力や判断力を身につけるために、特に乳幼児期や小学校低・中学年では、絵本や物語を紙の本でじっくり読むことで、思考力や想像力を養っていくことが重要になってきます。紙の本と電子書籍とを使い分ければよいと言われますが、紙の本での十分な体験があるからこそ、使い分ける力が育つといえます。

.....
¹ 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料より

(4) デジタルの有用性

一方、デジタルが大きな力を発揮するところもあります。図書館に来館することなく本の貸出・返却が可能な「電子図書館」の存在や、オンラインでのボランティア研修講座などは、デジタルの特性を生かしたものと言えます。

電子書籍については、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の電子書籍等は、学校での朝読書の時間などで有効活用されています。調べ学習等でデジタル化された地域資料を利用することもできます。

特別な支援を必要とする子どもたちや多様な文化・特性を持った子どもたちにとって、「マルチメディアデイジー図書」などのデジタル録音図書は、紙の本に比べはるかに利用しやすく、充実が求められています。

デジタル媒体・情報の特性をよく理解して、子どもの読書活動推進にどのように役立てていくかを検討し、必要な取組を行っていく必要があります。

(5) 多様な連携による読書活動の推進

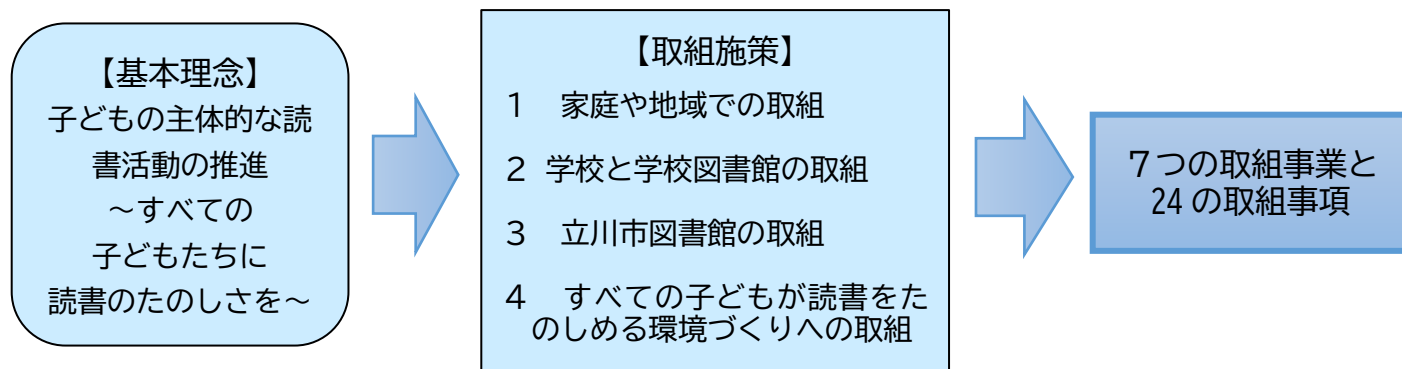
乳幼児期からの読み聞かせの推進、読書や図書館に興味のない子どもも親しみやすい講座や体験活動と連動した取組などを通じて、読書習慣の形成を促し、読書をしない子どもの割合を減らすことに努める必要があります。そのためには、蔵書・子ども向けの情報発信の充実はもちろん、子どもたちの周囲の大人たちへの働きかけ、学校をはじめとする子どもに関連する機関とのさらなる連携強化、ボランティアの支援などを行っていきます。

立川市のすべての子どもたちに読書のたのしさを伝えるべく、子どもの読書活動を支える環境を整え、地域間格差が生じないように、立川市全体で子どもの自主的な読書活動を推進するという仕組みづくりが重要です。

2 計画の体系

◆ 計画の体系図 ◆

「立川市第5次子ども読書活動推進計画」では、今後5年間を見据えた4つの取組施策を掲げ、7つの取組事業及び24の取組事項を展開していきます。



第4章 計画の取組項目

基本理念：子どもの主体的な読書活動の推進

～読書のたのしさをすべての子どもたちに～

取組施策	取組事業	取組事項	
1 家庭や地域での 取組	(1)家庭での読書活動への支援	1	子どもを取り巻く大人への支援
		2	子育て支援関連各所との連携
	(2)地域で読書しやすい環境の整備	3	子どもに身近な地域の施設等との連携と読書環境の整備
		4	家庭や地域に根ざした図書館づくり
		5	市民団体、地域文庫等の読書活動の支援
2 学校と学校図書館の取組	(3)読書活動の充実	6	学校での読書活動の推進
		7	読書指導の計画的な推進
		8	教職員等の体制の整備
		9	読書活動の情報共有化
	(4)学校図書館の活性化	10	学校図書館の活用推進
		11	学校図書館 ICT の活用推進
12		学校図書館機能の充実	
3 立川市図書館の 取組	(5)図書館サービスの充実	13	児童サービスの充実
		14	YA（ヤングアダルト）サービスの充実
		15	たちかわ電子図書館の充実と利用促進
		16	ホームページ等を活用した効果的な情報発信
		17	子どもの主体的な読書活動を促すきっかけづくり
		18	子どもの読書に関わる団体等との連携
	(6)市内の学校等との連携	19	学校や学校図書館への啓発活動
		20	学校への図書支援体制の充実
		21	教職員等への支援体制の充実
		22	子どもたちの図書館への関心を高める活動の推進
4 すべての子どもが 読書できる環境づくりへの取組	(7)多様な子どもたちの読書機会の確保への取組	23	図書館利用に支援が必要な子どもたちへの読書環境づくり
		24	外国語を母語とする子どもたちの読書環境づくり

具体的取組：子ども読書活動推進計画の取組の推進

立川市第4次図書館基本計画